

公共下水道（汚水）工事に係る

汚水ます設置に関する基準

（目的）

この基準は、コスト縮減及び公共下水道の普及促進に寄与することを目的とし定めるものである。

（設置基準）

1 汚水ますは、すべての宅地（現に建築物が存する土地をいう。）と将来宅地（農地、露天駐車場等、現に汚水を排水していない土地で、将来に宅地として使用できる可能性のある土地をいう。）に設置することを原則とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、設置しないことができるものとする。

- ① 受益者の承諾が得られない場合
- ② 受益者に汚水ます設置の希望がない場合
- ③ 将来宅地であるが、将来の建築計画が未定であり設置箇所が特定できない場合

（設置しない場合の取扱い）

2 上記1ただし書を適用し、汚水ますを設置しない場合の取扱いは次のとおりとする。

- ① 道路境界まで取付管（キャップ止め）を埋設し、埋設鉋を設置するとともに完成図に位置記載し、将来において埋設位置が明らかとなるような対策を講じること。
- ② 上記①に係る取付管の埋設位置については、土地の形状、面積等を勘案し個別に判断するものとする。
- ③ 次の事項について、書面にて受益者に対し説明すること。
 - （ア）取付管埋設の位置
 - （イ）汚水ます設置の工事は宅内改造と一緒に個人負担で行うこと。ただし、汚水ますの材料は市が負担（支給）すること。
 - （ウ）受益者が希望する設置位置が、当該取付管を利用できず、新たに取付管を設置しなければならない場合は、受益者が負担し施工しなければならないこと。

この基準は、平成21年4月1日から適用する。